

監第875号

平成27年12月14日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部監理課長

平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領について（依頼）

このことについて、熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領を別添のとおり定めましたので、貴协会会员への周知をお願いいたします。

なお、要領・様式等につきましては、熊本県ホームページに公表しております。

（掲載場所：トップページ > 県庁の組織で探す > 監理課）

熊本県土木部監理課建設業班

Tel.096-333-2485

担当：平田

平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領

1 申請の対象者

平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者

- (1) 平成26年度中に平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）を提出し、平成27年度及び平成28年度に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しようとする者

2 申請の受付

- (1) 申請の方法 申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間 平成28年1月25日（月）から平成28年1月28日（木）まで
- (3) 受付時間 午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時まで
- (4) 受付場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）…別記様式1	2部
2	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 …別記様式2	1部
3	平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする者で、アからツまでの項目に該当するものに限る。）…別記様式3  ア 平成26年1月から平成27年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者 イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成27年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者 ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成24年度、平成25年度又は平成26年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超える常勤雇用の実績がある者 エ 平成27年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者 オ 平成26年1月から平成26年12月までの間及び平成27年1月から平成27年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成27年12月31日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成27年12月31日現在で保護観察者	2部

	<p>の協力雇用主の登録を行っている者</p> <p>カ 平成27年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者</p> <p>キ 平成26年1月から平成27年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者</p> <p>ク 平成27年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者</p> <p>ケ 平成22年10月から平成27年9月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者</p> <p>コ 平成23年1月から平成27年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者</p> <p>サ 平成26年1月から平成27年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者</p> <p>シ 平成27年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者</p> <p>ス 平成27年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者</p> <p>セ 平成13年4月1日から平成27年12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者</p> <p>ソ 平成22年10月1日から平成24年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成27年9月30日現在で3年以上継続雇用している者</p> <p>タ 平成25年1月から平成27年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者</p> <p>チ 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成27年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者</p> <p>ツ 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（平成24年4月1日から平成27年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者</p>	
4	「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類	1 部

#### 4 持参書類

- (1) 平成27年度に本県が通知した経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書又は経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高（審査済印があるものに限る。）
- (2) 1の(2)に掲げる者については、平成27年3月26日付けの平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格認定通知書

#### 5 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
- (2) 3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- (3) 審査の結果は平成28年3月末までに文書にて通知する予定である。

#### 6 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成28年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

#### 7 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485（ダイヤルイン）

# 土木工事における三者協議会実施要領

## 第1．目的

個々の現場で施工条件等が異なる土木工事において、手戻りなく円滑に工事を進め良好な品質を確保するためには、設計者（設計業者のほか、必要に応じて測量業者及び地質調査業者も対象とする。）、工事の受注者及び発注者が各種情報を共有し、発注者及び設計者の設計意図や施工上の留意点を詳細かつ的確に受注者に伝えることが必要不可欠である。

また、契約約款第18条第1項に基づいて受注者が実施した設計図書の照査結果の確認にあたって、受注者及び発注者に加えて設計者の同席が求められる場合もある。

このため、設計者、受注者及び発注者の三者が工事着手前等において一堂に会して、施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するとともに、意見交換等を行う場として開催する「三者協議会」に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2．対象工事

熊本県土木部が発注する土木工事のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として三者協議会を実施するものとする。

重要構造物（橋梁・トンネル・ダム・樋門・擁壁・砂防えん堤・地すべり防止施設等）を含む工事

大規模な補修工事

大規模な仮設（仮栈橋・仮締切等）を含む工事

主たる工種に新技術や新工法を採用した工事

複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画など）

作業工程や作業条件に制約がある工事

上記のほか、施工上の情報共有や意見交換が必要な工事

受注者が三者協議会の実施を申し出た工事で、発注機関が必要と認める工事

## 第3．開催の事前準備

- 1 発注者は、三者協議会の開催が必要と判断した場合、工事の発注に際して特記仕様書に以下の内容を記載し、三者協議会の対象工事であることを明記するとともに、詳細設計等（測量及び地質調査を含む。）を行った設計者と三者協議会委託業務に関する契約を締結するものとする。

### 第 条「三者協議会」の開催

本工事は、工事着手前に当該工事の受注者、設計者及び発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行うことにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とした「三者協議会」を開催する工事である。

なお、「三者協議会」は、「土木工事における三者協議会実施要領」に基づき実施するものとする。受注者は、工事着手前に「設計図書の照査ガイドライン（案）」に基づき設計照査等を実施し、監督員に照査結果及び質問書を書面により提出し、「三者協議会」の開催を要請するものとする。

- 2 発注者は、三者協議会の対象としない工事の発注に際して特記仕様書に以下の内容を記載する。

第 条「三者協議会」

本工事は、「三者協議会」の開催を予定していないが、「三者協議会」の開催が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

- 3 発注者は、施工途中に施工条件等の変化があった場合、若しくは、受注者から三者協議会の開催の申し出があった場合は、三者協議会の必要性を判断して、開催を決定するものとする。

#### 第4．開催時期及び開催回数

受注者による現地調査や「設計図書の照査ガイドライン(案)」に基づく設計照査等が完了した後の施工計画書の作成前に、受注者の要請を受けて、発注者が日程調整を行い開催する。開催時期は、工事請負契約締結後、概ね30日以内を目処に開催する。

なお、開催回数は上記の1回を標準とするが、施工条件に大幅な変化が生じるなど発注者が必要と認める場合は、複数回開催することができるものとする。

#### 第5．構成

三者協議会の構成は、以下の者を基本とする。

受注者：現場代理人、主任(監理)技術者

なお、必要に応じて専門業者等も構成員とすることができる。

設計者：当該工事の詳細設計等を実施した管理技術者、担当技術者等

発注者：主任監督員、総括監督員、必要に応じて担当班長・担当課長・技術管理課主幹等

#### 第6．実施要領

##### (1)開催準備

###### 受注者

- ・ 契約締結後、発注者から、工事に関する施工条件、特記仕様書の内容、関係機関等との調整状況等の説明を受けて、必要な設計委託業務成果品等がある場合は借用を申し出るとともに、現地調査・測量及び「設計図書の照査ガイドライン(案)」に基づく設計図書の照査を行う。
- ・ 照査結果の報告書、及び施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点がある場合の質問書(様式-1)を発注者に提出する。
- ・ その他、会議における説明資料を作成する。

###### 設計者

- ・ 契約締結後、発注者から当該工事の設計図書を借り受け、受注者から提出された質問書に対して回答(様式-1)を取りまとめるとともに、会議において設計意図、留意点等を説明する資料を作成する。

- ・ 会議への出席予定者を発注者に報告する。

発注者

- ・ 設計者との契約締結後、設計者に当該工事の設計図書を貸与する。
- ・ 開催日程を調整したうえで、設計者に開催を通知し、併せて受注者から提出された質問書を設計者に送付し回答を依頼する。なお、受注者から提出された質問のうち発注者として回答すべき事項（様式 - 1）を作成する。
- ・ 会議において、事業目的、関係機関との協議調整状況及び現地条件等の工事全般に関する注意事項等を説明する資料を作成する。

## （２）会議の運営

- 1) 発注者は、会議の進行を行うものとする。
- 2) 三者がそれぞれ以下のことを説明したうえで、質疑応答や意見交換を行い、確認事項及び決定事項を取りまとめる。

受注者

現地調査や設計照査の結果を報告するとともに、提出した質問書の質問事項について説明する。また施工方法に関して技術的な提案があれば説明を行う。

設計者

設計意図や工事施工上の留意点などを説明するとともに、受注者からの質問に対して回答を行う。

発注者

事業目的、工事に関する施工条件、特記仕様書の内容、関係機関等との協議調整状況、施工に当たっての注意事項等を説明するとともに、受注者からの質問のうち発注者に関する事項の回答を行う。

## （３）議事録及び三者協議会打合せ確認書の作成

- ・ 設計者は、会議内容を記録し、速やかに議事録として整理し、発注者と受注者に提出するものとする。
- ・ 設計者は、議事録等を基に「三者協議会」において確認された事項や決定した事項等を明記した三者協議会打合せ確認書（様式 - 2、以下「確認書」という。）を作成し、発注者に提出する。
- ・ 発注者は、会議参加者から、確認書への合意・捺印を求めるとともに、発注機関内で確認書を供覧する。

## （４）会議における留意事項

- ・ 受注者から質問がない場合でも、詳細設計を実施した設計者に設計意図の説明を実施させるものとし、三者協議会は開催する。
- ・ 会議で使用する資料は、三者がそれぞれ作成し、必要部数を準備する。なお、資料は既存の資料を最大限活用して作成する。
- ・ 三者協議会により確認又は決定された事項について設計変更を要するものがあつた場合、発注者、受注者、設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。

- ・ なお、その調整が紛糾した場合、当該工事の担当課長は、所属長（地域振興局土木部長等）に報告したうえで、調整に努めるものとする。

## 第7．会議費用の算定

- 1 受注者の必要経費は、当該工事の諸経費に含まれるものとする。
- 2 設計者の必要経費の算定方法は以下によるものとする。なお、複数回の会議が必要な場合は、必要回数を計上するものとする。

設計業者の必要経費は、会議1回当たりの費用として、主任技師0.5人、技師A0.5人に当該年度のそれぞれの設計基準単価を乗じた人件費及び交通費（交通費の算出基点は設計担当者の所属する事務所とする）とし、その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき算定するものとする。

測量業者の必要経費は、会議1回当たりの費用として、測量技師0.5人、測量技師補0.5人に当該年度のそれぞれの設計基準単価を乗じた人件費及び交通費（交通費の算出基点は測量担当者の所属する事務所とする）とし、諸経費を測量業務積算基準に基づき算定するものとする。

地質調査業者の必要経費は、会議1回あたりの費用として技師A0.5人、技師B0.5人に当該年度のそれぞれの設計基準単価を乗じた人件費及び交通費（交通費の算出基点は地質調査担当者の所属する事務所とする）とし、諸経費を地質調査積算基準に基づき算定するものとする。

## 第8 完了届及び成果品

業務が完了したときは、業務完了届（様式 - 3）を提出するものとする。

本業務の成果品は、議事録、三者協議会打合せ事項確認書、質問及び回答書とする。

## 第9．詳細設計等業務委託発注時の特記仕様書等の記載

本要領適用以降の詳細設計等業務委託発注時の特記仕様書には、以下の内容を記載するものとする。

### 第 条「三者協議会」の開催

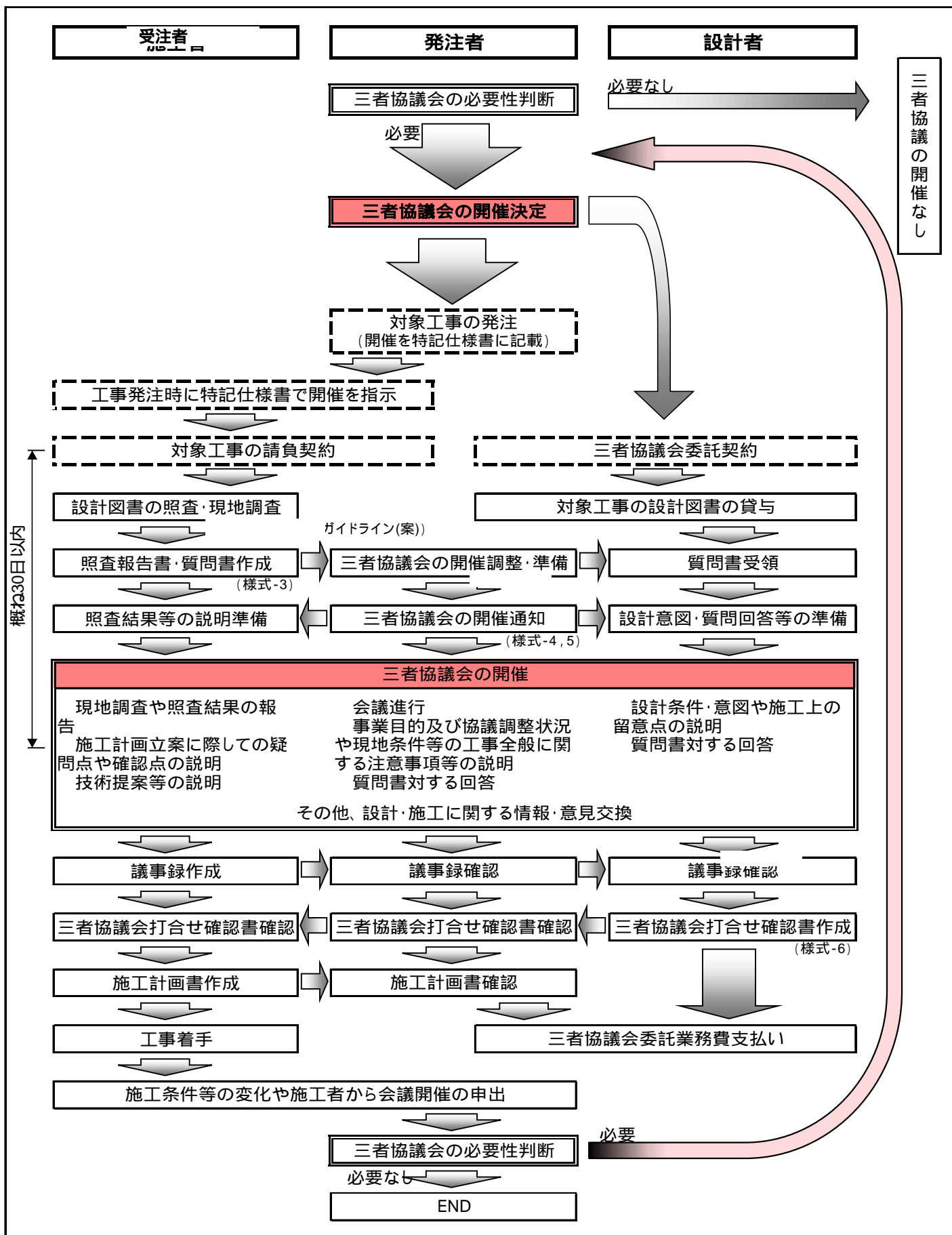
受注者は、本業務の成果に基づき工事施工にあたって、工事の品質確保及び円滑な工事の実施を目的として、受注者、設計者、発注者の三者による「三者協議会」を開催することがあるため、発注者からの参加要請があった場合は参加すること。

なお、「三者協議会」への参加費用については、別途、契約を締結する。

- 附則
- この要領は、平成24年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成27年8月1日から適用する。
  - この要領は、平成28年1月4日から適用する。



# 「三者協議会」実施フロー



様式 - 1

平成 年度 工事に関する質問及び回答書

質問事項 (平成 年 月 日 提出)	回答 (平成 年 月 日 回答)
受注者名 :	設計者名 :
【質問 1】	【質問 1 の回答】【回答者 :     】
【質問 2】	【質問 2 の回答】【回答者 :     】
【質問 3】	【質問 3 の回答】【回答者 :     】

- \* 図面等が必要な場合は別紙 図参照と記す。
- \* 回答者欄は発注者が設計者からの回答を受けて、発注者の回答と合わせて取りまとめる。

平成 年 月 日

三者協議会打合せ事項確認書

確認印	発注者		受注者		設計者	
	総括監督員	主任監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	管理技術者	担当技術者

\* 確認印欄は、適宜追加する。

第 回					
日 時	平成 年 月 日 13:00 ~ 17:00		場 所	地域振興局 会議室	
工事名					
発注者名	地域振興局 土木部 課	受注者名		設計者名	
出席者	発注者				
	受注者				
	設計者				
確認及び決定事項					

別途質問回答書を添付すること。

## 業 務 完 了 届

- 1 . 委 託 業 務 番 号
- 2 . 委 託 業 務 名
- 3 . 履 行 場 所
- 4 . 履 行 日                    平 成    年    月    日
- 5 . 成 果 品                    議 事 録  
                                  三 者 協 議 会 打 合 せ 事 項 確 認 書  
                                  質 問 及 び 回 答 書

上 記 業 務 に つ い て 、 業 務 を 完 了 し ま し た の で 報 告 し ま す 。

平 成    年    月    日

住    所

商    号

代 表 者 氏 名



熊 本 県 知 事   蒲 島 郁 夫 様